

令和7年度岡山県公立学校暫定再任用教職員（新規） 採用候補者選考審査実施要項

岡山県教育委員会

1 目的

令和7年度岡山県公立学校暫定再任用教職員（新規）採用候補者の選考資料とするために実施する。

2 受験資格

昭和35年4月2日から昭和40年4月1日までに生まれた者であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ令和7年度に1年間継続して、一般の教職員と同様の業務（担任、分掌等）に従事することができる者

- (1) 県立学校教職員（教育庁教育政策課所管職員を除く。以下同じ。）及び県費負担教職員（岡山市立学校の教職員を除く。以下同じ。）のうち、令和6年度末で定年退職する者
- (2) 県立学校教職員及び県費負担教職員のうち、定年前再任用短時間勤務教職員として採用された後、任期満了で退職する者
- (3) 県立学校教職員及び県費負担教職員として既に定年退職している者（令和6年度に再任用教職員として任用している者を除く。）
- (4) 県立学校教職員及び県費負担教職員として定年退職日以前に退職した者のうち、25年以上勤続して退職した者であって、退職日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

※ 上記（3）又は（4）に該当する場合は、出願前に、県教育庁教職員課（TEL086-226-7582）に問合せを行うこと。

3 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間

なお、教職員の希望がある場合には、毎年度実施する選考審査の結果により、65歳に達する年度まで引き続き任用することもある。

4 勤務の態様等

(1) 職務内容

ア 一般の教職員と同様の業務（担任、分掌等）に従事する。

イ 配属先（現任校とは限らない）及び勤務形態は、県教育委員会が決定する。
なお、学校の設置者による暫定再任用の可否は、次のとおりである。

例	暫定再任用の可否
A市立学校を退職した教職員をA市立学校の教職員へ任用	可
A市立学校を退職した教職員をB市立学校の教職員へ任用	可
県立学校を退職した教職員を県立学校の教職員へ任用	可
県立学校を退職した教職員を市立学校の教職員へ任用	否
市立学校を退職した教職員を県立学校の教職員へ任用	否

(2) 任用する職

従前就いていた職を考慮しながら、原則として教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、小・中学校の事務職員の職に任用する。

ただし、令和6年度末に主幹教諭又は指導教諭として定年退職する者が、令和7年度にフルタイムで勤務する場合は、引き続き同じ職で任用することもある。

(3) 勤務時間

週38時間45分のフルタイム勤務又は週20時間の短時間勤務

※短時間勤務者については、本人承諾の上、欠員補充のため、フルタイム等の勤務者として年度途中で他校へ異動する場合や、週20時間を超えて（週25時間程度）勤務する場合もある。

(4) 年次休暇

ア フルタイム勤務者については、退職前の職員と同じ。

イ 短時間勤務者については、勤務日数及び勤務時間数に応じた日数。

(5) その他

ア 人事管理諸制度（服務、分限、災害補償等）の扱いは、基本的には定年退職前と同様とする。

イ 共済制度については、地方公務員等共済組合法の適用がある。

5 出願手続

(1) 提出書類等

ア 令和7年度岡山県公立学校暫定再任用教職員（新規）採用候補者選考審査志願書（別紙様式）

イ 学校で実施する令和6年度教職員定期健康診断による健康診断書の写し又は当該定期健康診断に代えて受診した人間ドックの結果の写しを校長が原本証明したもの

※ 出願時にイの書類が提出できない場合は、令和5年度教職員定期健康診断による健康診断書の写し又は当該定期健康診断に代えて受診した人間ドックの結果の写しを校長が原本証明したものでよい。ただし、この場合は、令和6年度教職員定期健康診断等の受診後、速やかにイの書類を提出すること。

※ 既に退職している者（定年前再任用短時間勤務教職員を除く。）のイの書類については、別途指示する。（医療機関等での健康診断を求める場合がある。）

(2) 提出先・提出締切

○令和6年度末で、市町村（組合）立（岡山市立を除く。）の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、倉敷支援学校を定年退職する者及び定年前再任用短時間勤務教職員としての任期を満了する者

・ 学校長を通して、令和6年8月23日（金）までに、市町村（組合）教育委員会（岡山市教育委員会を除く。以下同じ。）へ提出。

・ 市町村（組合）教育委員会は、出願書類を取りまとめ、令和6年8月29日（木）までに、所管の教育事務所へ提出。

・ 教育事務所は出願書類を取りまとめ、令和6年9月3日（火）までに、県教育庁教職員課義務教育人事班へ提出。

○令和6年度末で、県立学校を定年退職する者及び年前再任用短時間勤務教職員としての任期を満了する者

・ 高等学校及び中等教育学校（後期課程）については、学校長を通して、令和6年9月3日（火）までに、県教育庁教職員課高校教育人事班へ提出。

・ 特別支援学校、中学校及び中等教育学校（前期課程）については、学校長を通して、令和6年9月3日（火）までに、県教育庁教職員課義務教育人事班へ提出。

○既に退職している者

・ 令和6年9月3日（火）までに、県教育庁教職員課高校教育人事班（〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号）へ提出。

6 選考方法

従前の勤務成績及び岡山県教育委員会が実施する面接に基づき選考する。

7 選考日程

面接については、令和6年10月に実施予定である。このことについては、別途連絡する。なお、追加募集は行わない。

8 その他

既に退職している者の出願書類の請求等は、県教育庁教職員課高校教育人事班（電話 086-226-7582）まで問い合わせること。